

宮崎県警察水上警察隊の運営等に関する訓令

平成7年1月24日

本部訓令第4号

この訓令は、宮崎県警察水上警察隊の運営及び警察用船舶の運用に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は

- 勤務種別及び運用
- 出動及び安全管理
- 通常基本勤務

等である。